

広島県農業会議第5回常任会議員会議議事録

1 開催日時 平成22年8月18日(水)午後1時30分から2時30分

2 開催場所 広島市中区鉄砲町 広島県土地改良会館会議室

3 出席会議員(19人)

1番	安福 孝昭	2番	梶原 安行	3番	佐々木信幸	4番	林 武彦
5番	重光 照久	6番	近廣 多郎	7番	槇原 勝正	8番	大元 活男
9番	石田 文雄	10番	中谷 憲登	11番	中原 照雄	12番	宮脇 勝博
14番	小泉 俊雄	15番	高橋 敬明	16番	山口 泰治	17番	安井 裕典
18番	滝口 季彦	19番	中村 雅宏	20番	山崎 逸郎		

4 欠席会議員(1名)

5 審議事項

第1号議案 農地法第4条第3項の規定による諮問について

第2号議案 農地法第5条第3項の規定による諮問について

6 報告事項 平成23年度県農業・農村施策に関する提案について

7 情報交換 改正農地法の運用等について(1号常任会議員による)

8 県及び市町農業委員会職員

(1) 広島県

農林水産局農業経営課 主任専門員 橋本 義彦
専門員 渡邊 史子

(2) 市町農業委員会

広島市農業委員会 主 事 新田 哲也
呉 市農業委員会 農地営農係長 上原 二郎
三原市農業委員会 次 長 北山 静美
府中市農業委員会 主 任 篠原 正治
三次市農業委員会 主 任 渡邊 英俊
庄原市農業委員会 主 任 岸 泰弘

東広島市農業委員会 主 査 枝廣 めぐり
北広島町農業委員会 主 任 下杉 昌樹

10 農業会議事務局職員

事務局長 木原 政弘
次 長 小林 修二
農地相談員 江上 正一
主 任 龍尾 満弘

11 議事内容

事務局	ただ今から、平成22年度第5回常任議員会議を開会いたします。開会にあたり、滝口会長がご挨拶を申し上げます。
滝口会長	皆さん、こんにちは。連日、猛暑日が続いております。大変お疲れのことと思います。第5回の常任議員会議に、ご多忙の中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。 8月4日に開催しました臨時総会では、すべての提出議案につきまして議決をいただき、役員の補欠選挙についても、皆様の話し合いで円満に人選をいただき、誠にありがとうございました。 今回の農地制度改革に伴い、遊休農地を有効活用する対策の充実が図られ、農業委員会は毎年一回、農地の利用状況を調査することが義務づけられました。 さらに、活用に向けての指導から勧告までの手続きの一元化が行われ、遊休農地の所有者等に対する指導・通知・勧告・所有権移転等の協議までの手続きを農業委員会が一貫して行うこととなりました。 農業経営基盤強化促進法に基づく仕組みが農地法に一元化され、農業委員会の果たす役割が一段と強化されております。 各農業委員会では、農地パトロール実施要領に基づいて、原則8月から11月を農地パトロール月間として、農地の利用状況調査等を実施していただいております。 今年の夏は非常に暑い日が続いております。調査員の健康管理には万全を期していただきたいと思います。

この調査及び活用指導について、３点ほどお願いをしたいと思います。

まず、この調査の実施に際しては、目に見える取り組みとするため、農地パトロール３点セット（農業委員会キャップ、腕章、マグネット板）の着用等をお願いします。

次に、調査が終わりますと遊休農地の活用指導を行っていただくことになります。農地法に基づく指導・通知・勧告等を行うことを想定して、「農地法第３０条第３項に基づく農業委員会の指導に関する手続き規定」を各農業委員会で定めたいので、指導等を行っていただくようお願いします。

１号会議員の皆様には、暑さ厳しい中、大変な作業になりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

また、農業団体の皆様にも、各市町で農地を守る運動の一環として実施しております農業委員会の農地パトロールへのご支援・ご協力をお願いしたいと思います。

さて、本日の会議は、広島市ほか１６市町の農業委員会会長から諮問のありました、農地法第４条、５条関係についてご審議をいただきます。

そのほか報告事項としまして「平成２３年度広島県農業・農村施策・予算に関する提案について」を、さらに情報交換としまして「改正農地法の運用等について」を予定しております。

それでは、どうか慎重なご審議をいただきますようお願い申し上げまして、簡単ですが挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

ここで常任会議員に異動がございましたので、ご報告をいたします。

広島市農業委員会より、７月２０日付けで選出されました安福孝昭様が常任会議員となりました。

ここで、安福常任会議員からご挨拶をいただきます。

安福
常任会
議員

広島市農業委員会から、このたび会長として出席させていただきます安福でございます。なにぶん素人でございます。よろしくご指導いただきますようお願いいたします。ありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。

それでは、これより会議に入ります。

事前に送付しております諮問資料は、その後の変更はございません。ご持参いただきました諮問資料が正本となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会則第37条の規定により、会長が議長を務めさせていただきます。会長、どうぞよろしくお願いいたします。

議長

それでは、規定によりまして議長を務めさせていただきます。

本日の出席会議員数を報告いたします。

常任会議員総数20人、うち 本日の出席は19人です。

出席者が過半数に達しておりますので、本会議会則第32条の規定により、会議は成立いたします。

議事録署名者を、私の方から指名させていただきます。

●番 ●●会議員、●番 ●●会議員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議長

これより審議に入ります。

今回、諮問のありました農地法関係議案の概要につきまして、事務局から説明いたします。

事務局

(諮問概要説明)

今月分の諮問案件の概要を説明いたします。

資料4 ページ上段の「総括表(県合計)」の全体集計分をご覧ください。

最下段「計」欄にありますように、延べ30、実で17市町農業委員会等から122件、91,448.09㎡、うち「4条」関係が、16市町農業委員会から44件、22,353.77㎡、「5条」関係が、14市町農業委員会から78件、69,094.32㎡となっております。

次に、5ページの「転用目的別一覧表」の合計をご覧ください。

主要なものを見てもみますと、件数では「住宅」が５５件で45.1%、次いで「その他」が２３件で18.9%、「農業用施設」が１７件で13.9%、「駐車場」と「資材置場」が共に１２件で9.8%となっており、面積では「農業用施設」が34,748.76㎡で38.0%、次いで「住宅」が25,958.09㎡で28.4%、「その他」が13,437.28㎡で14.7%、「資材置場」が8,469.96㎡で9.3%、「駐車場」が7,259.00㎡で7.9%となっております。

以上で「今月分の諮問案件」の総括説明を終わります。

なお、「主要案件」につきましては、関係の市町農業委員会から後ほど説明いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長

ただ今の概要説明につきまして、ご意見ご質問があれば、お願いいたします。

常任会
議員

(質疑、特になし)

議 長

それでは、第１号議案「農地法第４条の規定による諮問について」を議題にいたします。

関係の農業委員会から、ご説明をお願いいたします。

それでは、広島市農業委員会にお願いします。

広島市
農業委
員会

広島市農業委員会です。資料１の１ページ及び資料３の１ページをご覧ください。

１番の案件について説明します。●●氏によります共同住宅及び駐車場への転用事案です。

●●氏は、広島市安佐北区●●町に居住しています。このたび、共同住宅を建築し、居住者用の駐車場を整備するため、申請地を転用しようとするものです。

申請地は、安佐北区役所●●出張所から北東へ約４km、ＪＲ芸備線●●駅から北北東へ約４００mに位置する第２種農地です。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもな

いと認められることから、許可妥当と判断し諮問いたしました。

なお、農振農用地区域からは除外見込みでございます。

以上で説明を終わります。

府中市
農業委
員会

府中市農業委員会です。資料１の２ページ１番、資料３の２ページの案件についてご説明申し上げます。

●●さんによる農業用施設への転用案件です。

申請地は、府中市●●支所から東へ7.7kmに位置する第１種農地です。

●●さんは、府中市●●町●●地区で肉牛３００頭を肥育する専業農家です。

肥育牛の糞尿については、府中市●●堆肥加工センターにおいて全量を堆肥化して販売していますが、近年需用者が増大し、相当量の要望があることから、これらに対応するために堆肥の一時調整保管施設が必要となってきたため、このたび、申請地を農業用施設として転用しようとするものです。

申請地は、●●地区として、昭和５４年から平成３年にかけて土地改良総合整備事業により整備された第１種農地で、農振農用地区域内に所在します。

申請地周辺は、急峻な山に囲まれた平地部の少ない地形で、他に適当な土地もないことから、府中市●●堆肥加工センターに隣接する申請地をやむなく選定したものでございます。

本件は農地法第４条第２項ただし書き「農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」として、第１種農地の不許可の例外に該当します。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を及ぼすこともないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

なお、農振農用地区域の用途区分の変更については、担当部局から許可見込みとの判断を得ております。

庄原市
農業委
員会

庄原市農業委員会です。資料１の４ページ及び資料３の３ページをご覧ください。

●●氏によります墓地への転用事案です。

申請人は庄原市内で農業を営んでいます。このたび、既存の墓地が不便な場所

にあるため、自宅近くに墓地を設置しようとするものです。

申請地は、庄原市役所●●支所より北東約4kmに位置し、●●地区として平成元年度から7年度にかけて実施された土地改良総合整備事業により整備された第1種農地です。

周辺は第1種農地ばかりであり、他に適当な土地もないことから、やむなく本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

なお、墓地埋葬法許可については、担当部局から許可見込みとの判断を得ています。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

東広島
市農業
委員会

東広島市農業委員会です。資料1の5ページと資料1の13ページ及び資料3の4ページも併せてご覧ください。

2番の案件について説明します。この案件は資料1の13ページの③番が併用地となっておりますので、併せて説明いたします。

●●氏によります賃貸住宅への転用事案です。

●●氏は●●町に居住しています。このたび、賃貸住宅10棟を建築するため転用しようとするものです。

申請地はJR山陽本線●●駅の東700mに位置する第2種農地です。

なお、開発許可については、担当部局から許可見込みとの判断を得ています。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生ずる恐れもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

北広島
町農業
委員会

北広島町農業委員会です。資料1の6ページ及び資料3の5ページをご覧ください。

1番の案件について説明します。●●氏によります宅地拡張に係る転用事案です。

●●氏は北広島町に居住し、農業を営んでいます。●●氏の住居が老朽化のため、このたび、建て替えを行います。いびつな形となっている現宅地を整えて造成することにより、生活の利便性向上と防災の強化を図ります。このため、隣接の申請地を宅地の一部として現宅地と同じ高さに造成する予定です。

申請地は北広島町の東部、北広島町●●から北へ約2km、主要地方道●●線沿いに位置し、●●地区●●工区として、昭和62年から平成8年にかけて実施された県営圃場整備事業により整備された第1種農地です。

宅地の形状を整えるための転用であるため、やむを得ず、隣接の申請地を転用しようとするものです。

本件は農地法施行規則第35条第5号「既存施設の拡張で、拡張に係る部分の面積が既存の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る」ものとして、第1種農地の不許可の例外に該当します。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

議 長

以上で、説明が終わりました。

ただ今、ご報告のありました案件とそれ以外の案件について、合わせて44件の諮問を受けております。

これらについて、ご意見ご質問があればお願いいたします。

常任会
議員

(質疑、特になし)

議 長

ご質問がないようですので、採決に入らせていただきます。

第1号議案は、「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

常任会
議員

(挙手) 【挙手の数の確認】

議 長

挙手全員でございます。第 1 号議案は、「諮問のとおり許可されることに、異議ない」旨、答申いたします。

続きまして、第 2 号議案「農地法第 5 条の規定による諮問について」を議題にいたします。

関係の農業委員会から、順次ご説明をお願いいたします。

それでは、広島市農業委員会からお願いします。

広島市
農業委
員会

広島市農業委員会です。資料 1 の 7 ページ及び資料 3 の 6 ページをご覧ください。

1 番及び 2 番の案件について、同一案件のため一括して説明いたします。

株式会社●●によります工事用道路及び休憩所への転用事案です。

株式会社●●は、広島市●●区に本店を置く建設業者です。

このたび、広島市発注の「●●改良工事」の施工に伴い、平成 22 年 8 月 31 日までの間、仮設の工事用道路及び休憩所として一時転用しようとするものです。転用後は農地として復元し、水稻を作付けする予定です。

なお、一時転用期間が平成 22 年 8 月 31 日となっておりますが、これは地元の農業委員さんが農地パトロールをした際に、無断転用されていることを発見し、是正指導を行った結果、追認許可を受けるため申請があったものです。

申請地は、●●地区として昭和 61 年から平成元年にかけて実施された農村基盤総合整備事業により整備された、農振農用地区域内の第 1 種農地です。

工事現場に隣接しており、他に適当な土地もないことから、やむなく本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行令第 18 条第 1 項第 1 号「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、農振法の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められること」として、農振農用地区域内農地の不許可の例外に該当します。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。以上で説明を終わります。

三次市
農業委
員会

三次市農業委員会です。資料１の１０ページ、及び資料３の８ページをご覧ください。

１番の案件について説明します。●●株式会社によります資材置場及び沈砂池への一時転用事案です。

●●株式会社は、東京都に本店を置く建設業者です。

このたび、中国横断自動車道尾道松江線工事に伴い、工事中の汚濁防止のための沈砂池並びに資材置場の用地が必要となったため、申請地を平成２４年３月３１日まで一時転用しようとするものです。

なお、転用後は農地に復元します。

申請地は、三次市役所●●支所から南東へ３kmに位置する第１種農地です。

申請地は、●●地区として平成元年から平成２年にかけて実施された農村総合整備モデル事業で整備された第１種農地で、農振農用地区域内の農地です。

本件は農地法施行令第１８条第１項第１号「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するためのものであって、農振法の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められること」として、農振農用地域内農地の不許可の例外に該当します。

周辺の農地は第１種農地ばかりであり、他に適切な土地もないことから、やむなく工事現場に近接した申請地を選定したものです。

続きまして、資料１の１０ページ及び資料３の７ページをご覧ください。

同一案件の２番、３番について説明します。株式会社●●によります建設残土処分場への一時転用事案です。

株式会社●●は、三次市●●町に事務所を置く建設業者です。

このたび、申請地を平成２５年８月３１日まで一時転用しようとするものです。

なお、転用後は農地に復元します。

申請地は、三次市役所●●支所から北西へ４kmに位置し、県道●●線に面した第２種農地です。

申請地は第２種農地、農振農用地区域内農地ですが、現在、遊休農地の状態にあります。建設残土を有効に利用し、農地改良嵩上げを行い、畑地として利用を考えています。

なお、土砂埋立行為許可については、担当部局から許可見込みとの判断を得ています。

本件は、農地法施行令第18条第1項第1号「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するためのものであって、農振法の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められること」として、農振農用地域内農地の不許可の例外に該当します。

以上、説明いたしました2件は、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認めることから、許可妥当と判断し諮問しました。

庄原市
農業委
員会

庄原市農業委員会です。資料1の11ページと12ページ、及び資料3の9ページをご覧ください。

1番から12番は同一案件ですので、一括して説明させていただきます。

●●によります水稻育苗施設への転用事案です。

●●は、庄原市に本店を置く●●です。このたび、水稻の育苗施設を建築するための用地として申請地を転用しようとするものです。

申請地は庄原市役所●●庁舎の北約4kmにある国道●●号線と県道●●線との間にある第2種農地です。

農振農用地区域からは用途区分変更済みであり、「農地法第5条第2項、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」として、農振農用地区域内農地の不許可の例外に該当します。

なお、農地法附則第2項の規定による協議については、現在、協議書を提出して協議中です。

続いて、13番の案件について説明させていただきます。資料1の12ページ及び資料3の10ページをご覧ください。

●●氏による農家住宅への転用事案です。

●●氏は広島市内に居住する会社員ですが、このたび、両親の介護及び農業をするため、実家に近い申請地に農家住宅を建築しようとするものです。

申請地は、●●地区として、昭和55年度から61年度にかけて実施された団体営土地改良事業により整備された第1種農地です。周辺は第1種農地ばかりで

あり、他に適地がないため、父の所有する申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

以上、説明しました13件につきましては、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

議 長

以上で説明が終わりました。

ここで「常任会議員による農地法諮問案件に係る事前現地調査」といたしまして、農地法第5条の規定に基づき、先ほど農業委員会より説明がありました案件の中から、三次市農業委員会と庄原市農業委員会の転用案件について、8月9日、●●常任会議員、●●常任会議員、●●会議員を調査員として、地元農業委員会の立ち会いのもと、現地調査を行いました。

その調査報告を●●常任会議員さんをお願いいたします。

●●
常任会
議員

三次市農業委員会の諮問案件について（報告）

その前に、本日から副会長という席でこうしたことを行うわけで、いろいろと思いがございますが、少し緊張して、言葉を慎みながら、この会に参加している人と検討させていただきます。

よろしくお願いします。

去る8月9日に、先ほど申し上げました三次市農業委員会から諮問いただきました案件について、現地確認という格好で現地を調査してまいりました。この調査の理由とか調査方法とか、その他、調査結果というものについては、私のほうから申し上げるつもりはございません。ただ、内容について少し所見を述べさせていただきます。

この事案については、先ほど三次の農業委員会事務局から説明がありました。

そのとおりでございますが、一見して農地もここまで来たかと。そして遊休化するものを、やはりこの三次市内において、さらに方向をどうするかということについても、いろいろ検討する余地があるかというような視点、観点から検討

いたしました。

そして、今の事案については、土砂条例を含めたものの考えを検討しながら、また遊休化というものについての扱いをどうするかということの最初の大きな試練だという認識を持って調査させていただきました。

そういう中で、8反近い圃場が遊休化する状態です。現地を見た時には、既に農地をここで行うと、田として利用するということについては、いささか無理な点があるようにも見受けました。

今の優良農地をどう確保するかということについて、重点的に農業委員会もやっておりますし、遊休化に近いものを、どういうふうに分けて、これを農地化するかということも検討課題であったわけですが、この場合、少なくとも次世代の方々が農業を継続する、担うという面においては、少し抵抗があるように思いました。

次世代の方が、こういう田を継ぐ場合には、こういう条件を一つ考えていただきたいという文言も承りまして、今の残土処分地において一時転用事案ということでこれを出しておりますが、やはり三次市農業委員会の監督のもとで指導することが大切です。

この遊休農地、さらにこうしたかたちを変えての残土処分地を農地として確保することについては、農業委員会もそういう面について指導を十分行っていたきたいと要望してまいりました。

そのようなことで、今回の皆さん方の承認、皆さん方の目を通していただいて、さらにこれに類するものが、これからどんどん出てくると思いますが、所によって、地方によって、地域によって、環境によって、いろいろ型があるということについては、これからも十分勉強していただきたいと思っております。

これを持ちまして、現地確認の報告とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長

続きまして、●●常任会議員さんをお願いいたします。

●●

庄原市農業委員会の諮問案件について（報告）

常任会
議員

やはり 8 月 9 日の午後 2 時より、庄原市から出された諮問案件について、●●市の会長の●●さんと私、立会人として地元の●●会長さん、また事務局の職員の方、広島県農業会議のほうから●●、●●の立会のもと、現地確認をさせていただきました。

皆様方には、この調査報告に目を通していただきながら、お聞きいただきたいと思います。資料のほうは 9 ページをご覧ください。

ここに 1、2、3、4、5 と書いてあります。「申請地の状況」、あるいは 2 番の「転用する理由」、「申請地の選定理由」というようなことに目を通しながらお聞きいただきたいと思います。

この案件は、農地が 32,000㎡でありにも大きなということで、しかも、農業団体の農協さんが、育苗をするということで出されているのですが、いろいろな問題で、われわれ農業に携わっている者として、これが転用案件で出るということにおいて大変、抵抗を感じるところです。

皆さんご承知のように、育苗というのは、これは一時的な育苗の施設です。

これが、なぜ転用に出されなければいけないのかというようなことです。

この前の 5 月の全国農業委員会会長大会でも皆さん方が決議されたように、農地をどうやって確保していくかという問題を、さらに皆さん方はかみしめて、われわれ農業会議としてもまた、農業委員会の中で、そういうものをどうして守っていくかということも考えなければいけない時期ではないかと思います。

そういういろいろなことで、同じ転用していただくのなら、一時的なものではなく、有効活用していただくことが大切です。

なぜ、転用しなければいけないのかとお聞きしましたら、それは硬化剤で農地を固めるから、転用しなければいけないというようなことをお聞きしました。

皆様方が、頭の中で考えて、いろいろな疑問点があろうかと思いますが、そうは言っても、そういう説明を受けたのですから、「そうですか」と言って、われわれも一応それをお聞きしたようなことでございます。

それに対して、ここにも書いておりますように、これが農地法規則第 2 項の 2 ha を超えることは、県と農政局との協議をするということで、現在、協議の実施中でございます。

私としては、これは許可妥当として皆様方に申し上げるのが本意ですが、協議

実施中ということを報告して、私の現地確認の報告は終わらせていただきたいと思います。
思います。よろしくお願いいたします。以上でございます。

議 長 ただ今、ご報告のありました案件と、それ以外の案件について、合わせて 7 8
件の諮問を受けております。

これらについて、ご意見ご質問があればお願いいたします。

常任会
議員 (質疑、特になし)

議 長 他にご質問がないようなので、採決に入ります。
第 2 号議案は、「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申すること
に賛成の方は挙手をお願いします。

常任会
議員 (挙手) 【挙手の数の確認】

議 長 挙手全員でございます。第 2 号議案は「諮問のとおり許可されることに異議な
い」旨、答申いたします。
審議事項につきましては、以上で終了しました。
農業委員会の方々は大変ご苦労さまでした。
それでは、報告事項に移ります。

議 長 「平成 2 3 年度農業・農村施策に対する提案について」事務局から説明いたし
ます。

事務局 「平成 2 3 年度県農業・農村施策・予算に係る提案」の案をお出してください。
資料番号 5 でございます。
このことについては、前回の常任会議員会議において、農業委員会等からの要
望事項等を報告させていただいております。その後、J A 広島中央会と協議調整

を行い、事務局として資料にありますように8項目の提案にまとめてみました。

まず1番目の項目でございますが、3ページを見ていただきたいと思います。

県の方で「農林水産業・農山漁村活性化行動計画」の見直しを行っておられます。

農業委員会系統組織としましては、農業者が希望と誇りを持てる基本計画の実現のための施策提案ということで、5月27日の全国農業委員会会長大会で決議して、このように国会議員に要請したところでございます。

その項目は前回も載せておりましたが、今回の提案は県に対する提案ということもございまして、県の活性化行動計画の見直しにあたっては、「新たな基本計画」に沿った視点を織り込んだ施策を望むというかたちにまとめて、7項目の要望としたところでございます。

一応、目を通していただきたいと思います。

2番目の「地産地消の推進」についてですが、食農教育も含めた地産地消条例の検討が進められているという状況でございまして、この条例を早期に制定することを要望してきたいと思います。

3点目の「農業基盤整備対策」についてですが、この項目は農業会議の賛助団体でございます土地改良事業団体連合会から提案されたものですが、効率的・安定的な営農には基盤整備が不可欠ということでございます。

さらに食料自給率の問題もありまして、水稻以外の作物の作付けを増やしていくといったことも必要になっているということで、資料にありますような表現で要望してきたいと思います。

それから4番として、「農業振興指導体制の強化」についてということです。

若い人の農業への関心が高まっているということがございます。

本日の『日本農業新聞』を見ますと、2009年の新規就農者は11%の増加ということになっております。これは、就職が非常に厳しい状況になっていることの反映だという面もあるようですが、農業会議にも相談が入ってまいりますし、そういう関心が高まっているという時に、就農直後の営農指導は特に重要と考えております。

就農直後に離農するという方が多いものですから、そういった点からも普及指導の強化を要望したいと思います。

また試験研究につきましては、そこにいろいろ書いてありますが、県の方で方針が出されて以降、新品種の開発が遅れているようなことがございます。気象変動等ありまして、品種改良や新品種の育成が産地の維持に必要なこと。

さらに特産物の育成、六次産業化といったようなことを考えますと、やはり新品種の育成については試験研究の強化をお願いせざるを得ないということでございます。

5番の「担い手対策」ですが、これは後段にありますように、県における担い手対策として、雇用創出基金事業の「集落法人担い手確保モデル事業」によりまして、新規就農者に対する賃金及び研修にかかる経費等を支援してもらえます。

現状では集落法人での雇用に限定されておりまして、集落法人に限らず、新規就農者の育成に向けて幅広く取り組めるよう、事業の拡大を要望していきます。

それから「鳥獣被害対策」でございます。いろいろ各農業委員会なり団体から意見をいただいている案件ですが、国の事業仕分け等がありまして、中山間なり農地・水の方では、どうも対応できないということになっているようです。

しかし、平成22年度に「鳥獣被害防止総合対策交付金事業」が実施され、県内の市町における申請状況も活発である、といったようなことがございますので、この事業の拡充・強化ということでお願いしていこうということです。

一応、来年もこの事業は継続されるということを確認しておりますので、拡充・強化についてお願いをしております。

7番の「農地・水・環境保全向上対策」です。これは昨年も要望しておりますが、対象とする地域は限定されているということです。本年度から新たに「農用地利用改善団体が中心となって共同活動等に取り組む地域」に適用が拡大されたということがございますけれども、対象地域はいまだに限定されていることとなっています。

本来、非農業者等、多様な主体の参画が求められる施策でございまして、対象地域は限定されていないわけですから、そういう要件を取っ払っていただいて、国の基準での支援を要望していきたいと思っております。

やはり地域の共同活動というのが非常に重要になってきますので、まず、こういうことをやって、その次のステップに進む方法を模索したいと思っております。

8の「農作業事故防止対策」ですが、この項目はJ Aグループからの要望として出ておりまして、毎年900件近い農作業事故が発生しているということで、J Aグループでは「農作業事故撲滅3か年運動」に取り組んでおられるということでございます。

それで啓発なり研修費用がかかりますので、支援をお願いしたいという内容です。

J A広島中央会さんと調整した内容でいきますと以上でございます。

この内容で県と事務レベルでの調整を行いまして、9月1日に予定しております、J A広島中央会と農業会議が湯崎広島県知事に共同提案するという予定で進めております。

県との事務レベルの調整において、字句の修正等が必要になる場合があるかと思いますが、ご了承いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの説明につきまして、ご意見ご質問があれば、お願いいたします。

事務局 事務局のほうから、もう一点、追加をさせていただきたいと思います。

ただ今の提案先は広島県知事ということだけになっておりますが、9月1日の提案活動は、広島県議会議長にもさせていただくということで準備・調整を進めております。

ご了承いただきたいと思います。

議 長 この提案はJ Aグループと練り上げたものですがけれども、皆様の方から何かございませんか。

常任会
議員 (質疑、特になし)

議 長 ないようですので、9月1日はこれをもとに要望活動をさせていただきます。

よろしくお願いします。

次に、次回の情報交換につきまして、事務局からご説明いたします。

事務局

皆様方から、事前に特に提案等をいただいておりますので、事務局側から提案をさせていただきたいと思います。

実は、ただ今の施策提案の中でも一部触れているわけですが、現在、「農地・水・環境保全向上対策」が実施されております。この実施状況等について、これまで常任会議員会議の場で情報提供等をいただいております。

9月につきましては「農地・水・環境保全向上対策」の概要と実施状況につきまして、水土里ネットひろしま（広島県土地改良事業団体連合会）さんより情報提供をいただけたらと思いますが、いかがでございましょうか。●●常任会議員、よろしいでしょうか。

●●

常任会
議員

はい。

事務局

できれば、そういうことで、お願いをしたいと思います。

議 長

次回テーマは、ただ今、事務局が申し上げましたとおりでよろしいでしょうか。

常任会
議員

はい。

議 長

では、質疑はないようでございますので、来月は事務局が申しましたテーマにより情報交換をしていただきます。

本日、提案いたしました案件は、全て終わりました。

この際、会務全般について、皆様からご意見があればお願いします。

常任会
議員

(発言なし)

議 長

ないようでございます。

次回の常任会議員会議は、9月17日金曜日、午後1時30分から「土地改良会館」で開催いたします。

これをもちまして本日の会議を終了いたします。

常任会議員の方々は大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

14：30【終了】